

社 員 退 職 金 規 程

株式会社縁グループ

第1条（目的）

この規程は、就業規則に基づき、正規雇用社員（以下「社員」という。）が死亡または退職した場合の退職金支給について、必要な事項について定めます。

第2条（用語の定義）

この規程において「退職の日」とは、社員が退職し、または解雇された日をいいます。
この規程において「基本給月額」とは、社員の退職の日における基本給1をいいます。

第3条（支給対象及び範囲）

退職金の支給を受ける者は、次のとおりとします。

- (1) 勤続5年以上（入社日を起算日とする。）の社員
パート・アルバイトから社員へ転換した者に関しては次の通りとします。
 - (1) 社員として1年以上稼働していること
 - (2) 入社時からの就業日数が退職の日時点で1225日以上あること
 - (3) 退職金計算時における基本給は正社員稼働時の基本給で計算するものとする。

第4条（退職金の支給制限）

社員が次の各号の一に該当する場合には、退職金は支給しません。

- (1) 懲戒免職の処分を受けたとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、退職し、または解雇されたとき

社員が退職し、または解雇された場合において、在職中の職務に関し、懲戒免職を受ける事由に該当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職金を返還させ、または退職金を支給しないことができます。

第5条（退職金の支給）

退職金は、社員が退職した場合はその者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給します。

第6条（遺族の範囲および順位）

前条に規定する遺族は労働基準法施行規則第42条ないし第45条の遺族補償の順位に従って支給します。

第7条（遺族からの排除）

次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としません。

- (1) 社員を故意に死亡させた者

- (2) 社員の死亡前に、当該社員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第8条（勤続年数の計算）

勤続年数の計算は、次のとおりとします。

(1) 勤続年数の定義

ア 試用期間中は勤続年数に算入します。

イ 休職期間は勤続年数に算入しません。

ウ 産前産後育児休業期間および介護休業期間の勤続年数の算定にあたっては勤続年数に算入しません。

(2) 1年未満端数の処理

(3) 1か月未満端数の処理

※前各号いずれの場合においても、1か月未満については16日以上をもって1か月に換算し、未満は切り捨てるものとします。

第9条（端数処理）

退職金の計算において100円未満の端数が生じたときは、100円単位に切り上げます。

第10条（自己都合退職の場合の退職金）

退職した者に対して支給する退職金の額は、退職の日におけるその者の基本給月額に別表の勤続年数に対応した支給率を乗じて得た額とします。（基本給月額は給与規定で定めるところの基本給1のことを指します。）

第11条（非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職金）

第11条にかかわらず、社員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて退職金を支給せず、または第11条の規定により計算した額から一部を減額した額をもってその者の退職金の額とします。

第12条（休職等の場合の基本給月額）

社員が退職の日において、休職、停職、減給その他の理由により、その給料の一部または全部を支給されない場合は、当該理由がないと仮定した基本給月額とします。

第13条（刑事事件に関し退職した場合の退職金の取扱）

社員が刑事事件に関し起訴された場合において、刑が確定し刑に処せられたときは、退職金を支給しません。無罪の言渡を受けたときは、本来受けるべき退職金の額を支給します。ただし、刑の確定前に退職したときは、退職金は支給しません。

第14条（退職金の支払い方法および支払期間）

社員の退職金は、支給の事由の生じた日から2ヶ月以内に、退職した従業員（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払います。

附 則

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行します。

別表1 退職金の計算方法および支給率表

$$\text{退職金} = 1 \text{ 月分の基本給} \times \text{勤続年数} \times \text{給付率}$$

勤続年数	自己都合退職支給率	会社都合退職支給率	勤続年数	自己都合退職支給率	会社都合退職支給率
5	30%	40%	26	40%	50%
6	30%	40%	27	40%	50%
7	30%	40%	28	40%	50%
8	30%	40%	29	40%	50%
9	30%	40%	30	42%	52%
10	32%	42%	31	42%	52%
11	32%	42%	32	42%	52%
12	32%	42%	33	42%	52%
13	32%	42%	34	42%	52%
14	32%	42%	35	45%	55%
15	35%	45%	36	45%	55%
16	35%	45%	37	45%	55%
17	35%	45%	38	45%	55%
18	35%	45%	39	45%	55%
19	35%	45%	40	47%	57%
20	37%	47%	41	47%	57%
21	37%	47%	42	47%	57%
22	37%	47%	43	47%	57%
23	37%	47%	44	47%	57%
24	37%	47%	45	50%	60%
25	40%	50%	46	50%	60%